

社会福祉法人高島市社会福祉協議会見守りネットワーク活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高島市内の要援護者の孤立を防ぐ見守り・支えあい活動を推進する団体等に対し、社会福祉法人高島市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が交付する助成金に関し、本会助成金交付規則に定めのない具体的な事項を定めることにより、助成金の交付の適正化を図ることを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 助成対象とする団体は、区・自治会に設置される福祉推進委員会及び高島市内で活動するボランティアグループ、NPO法人、福祉団体等（以下、「各種団体」という。）とする。

(助成対象事業)

第3条 助成対象とする活動は、福祉推進委員会が区長・自治会長、民生委員児童委員と協力して取り組む以下の活動とする。

- (1) 住民を主体とした、要援護者の福祉課題の早期発見ができる仕組みづくり。
- (2) 住民を対象とした、見守りに関する理解促進のための懇談会、研修会等の開催。
- (3) その他、前各号を達成するために必要な活動。

2 各種団体においては、以下の活動を助成対象とする。

- (1) 各種団体が日常的に支援をおこなう要援護者の孤立防止につながるつどいの場づくり。
- (2) 福祉推進委員会や公的機関等と連携した身近な相談窓口の設置。
- (3) その他、見守りネットワーク活動の質の向上を図るために必要な先駆的、開拓的な活動。

(助成金額)

第4条 助成金額は、総活動費の10分の10とし、上限を3万円とする。

(助成対象期間) (平成29年6月26日改定)

第5条 助成対象期間は、会計年度ごととする。

(助成の審査及び実態調査)

第6条 本会団体等交付規則第5条第1項に規定する申請にかかる書類の審査及び実態調査は、見守りネットワーク活動推進会議が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

(附則)

1 この要綱は、平成23年4月28日から施行する。

2 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

3 この要綱は、平成29年6月26日から施行する。